登園許可証（医師記入）

うぐす保育園　園長　殿

児童名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

病名　（該当疾患に☑をお願いします）

□　麻しん（はしか）※
□　インフルエンザ※
□　新型コロナウイルス感染症※
□　風しん（三日ばしか）
□　水痘（水ぼうそう）
□　流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）
□　結核
□　咽頭結膜熱（プール熱）※
□　流行性角結膜炎（はやり目）
□　百日咳
□　腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等）
□　急性出血性結膜炎
□　侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

年　　月　　日から登園可能と判断します

年　　月　　日

医療機関名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

医師名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※必ずしも治癒の確認は必要ありません。登園許可証は病状の改善が認められた段階で記入することが可能です。

※かかりつけ医の皆さまへ

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症について登園許可証の記入をお願いします。

※保護者の皆様へ

上記の感染症について、子どもの病状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際には、この「登園許可書」を保育園に提出して下さい。

子ども家庭庁「保育所における感染症対策ガイドライン（2018 年改訂版）（2023 年5月一部改訂）」より

症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻しん（はしか）	発症１日前から発しん出現後の４日後まで	解熱後３日を経過していること
インフルエンザ	症状がある期間（発症前２４時間から発病後３日程度までが最も感染力が強い）	発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後３日を経過していること
新型コロナウイルス感染症	発症後５日間	発症した後５日を経過し、かつ、症状が軽快した後１日を経過すること ※無症状の感染者の場合は、検体採取日を０日目として、５日を経過すること
風しん（三日ばしか）	発しん出現の７日前から７日後くらい	発しんが消失していること
水痘（水ぼうそう）	発疹出現１～２日前から痂皮（かさぶた）形成まで	すべての発疹が痂皮（かさぶた）化していること
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	発症３日前から耳下腺腫脹後４日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ、全身状態が良好になっていること
結核		医師により感染のおそれがないと認められていること
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消え２日経過していること
流行性角結膜炎 （はやり目）	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後３週間を経過するまで	特有の咳が消失し、又は適正な抗菌性物質製剤による５日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症 （０１５７、０２６、０１１１等）		医師により感染のおそれがないと認められていること。 （無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している５歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、５歳未満の子どもについては、２回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能。）
急性出血性結膜炎		医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症 （髄膜炎菌性髄膜炎）		医師により感染の恐れがないと認められていること

子ども家庭庁「保育所における感染症対策ガイドライン（2018 年改訂版）（2023 年5月一部改訂）」より